

(一般原則)

第3条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、指定生活支援ヘルプサービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、指定生活支援ヘルプサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定生活支援ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 略

イ 指定生活支援ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事

(一般原則)

第3条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、_____事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定生活支援ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 略

イ 指定生活支援ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事

項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定生活支援ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 略

3～6 略

(身分を証する書類の携行)

第18条 略

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、指定生活支援ヘルプサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 略

2 略

3 訪問事業責任者（第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(2の2) 地域包括支援センター等に対し、指定生活支援ヘルプサービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3)～(8) 略

(運営規程)

第26条 指定生活支援ヘルプサービス事業者

項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定生活支援ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに_____記録する方法）

(2) 略

3～6 略

(身分を証する書類_____)

第18条 略

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、指定生活支援ヘルプサービスを受けている利用者が次_____のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 略

2 略

3 訪問事業責任者（第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) 略

(3)～(8) 略

(運営規程)

第26条 指定生活支援ヘルプサービス事業者

は、指定生活支援ヘルプサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

2及び3 略

4 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、適切な指定生活支援ヘルプサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活支援ヘルプサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 略

2 略

3 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、当該

は、指定生活支援ヘルプサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

2及び3 略

(衛生管理等)

第29条 略

2 略

指定生活支援ヘルプサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第30条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活支援ヘルプサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(広告)

第32条 略

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを当該介護予防サービス計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(苦情処理)

(揭示)

第30条 略

(広告)

第32条 略

(苦情処理)

第34条 略

2 略

3 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、提供した指定生活支援ヘルプサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4～6 略

(地域との連携等)

第35条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、指定生活支援ヘルプサービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定生活支援ヘルプサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定生活支援ヘルプサービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 略

(虐待の防止)

第36条の2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第34条 略

2 略

3 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、提供した指定生活支援ヘルプサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4～6 略

(地域との連携__)

第35条 略

(事故発生時の対応)

第36条 略

(3) 当該指定生活支援ヘルプサービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第38条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定生活支援ヘルプサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(指定生活支援ヘルプサービスの提供に当たっての留意点)

第41条 略

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第41条の2 指定生活支援ヘルプサービス事業者及び指定生活支援ヘルプサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者及び指定生活支援ヘルプサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)の

(記録の整備)

第38条 略

2 指定生活支援ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定生活支援ヘルプサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(指定生活支援ヘルプサービスの提供に当たっての留意点)

第41条 略

第3章 雑則

うち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の向日市生活支援ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「新生活支援ヘルプサービス基準要綱」という。）第3条第3項及び第36条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新生活支援ヘルプサービス基準要綱第26条の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新生活支援ヘルプサービス基準要綱第28条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新生活支援ヘルプサービス基準要綱第29条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。